

諮問事件：

諮問番号：平成20年（情）諮問第2号

事件名：陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうち
の一部開示決定に関する件

諮問日：平成20年 3月24日

答申日：平成21年 6月 4日

答申書

第1 審査会の結論

陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文の開示請求の対象として特定された「陸上自衛隊史（平成10年度）」における特定の頁につき、その一部を不開示とした決定については、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項に関する情報が記録されているとして不開示とした部分のうち、246頁下から1行目17文字目から27文字目までの部分を開示することが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が20年2月22日付け200普第63号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件開示決定通知書は、不開示該当頁の何行目を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる。また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、防衛大臣に対し、「陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文」の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、防衛大臣は、陸上幕僚監部で作成した「陸上自衛隊史（平成10年度）」を特定した上、当該陸上自衛隊史のうち246頁、247頁及び506頁（以下、これらの3頁を「本件対象文書」という。）については、これらに記録された情報の一部に会計検査院の検査事務に係るものが含まれているとして、法第12条第1項の規定に基づき、処分庁に事案を移送した。

(2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書の「会計検査・会計監査」についての情報が記録された部分のうち、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報については不開示とし、会計検査の実施状況、内部監査の実施状況及び予算等についての情報については、法に規定する不開示情報のいずれにも該当しないと判断から、当該情報が記録された部分は開示とする旨の一部開示決定を行った。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定の処分を不服として、20年3月4日付けで審査請求を提起した。

2 本件対象文書に記録された情報の内容

(1) 陸上自衛隊史

陸上幕僚監部等の各部隊等は、「陸上自衛隊の部隊史に関する達」（昭和43年9月26日陸上自衛隊達第32-4号）に基づき、年度における隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資するため、部隊史を作成することとされている。当該部隊史は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を作成年度とし、年度の隊務運営の方針、隊務実施の概要、隷下部隊等の隊務実施の概要、異動及び年表等を記述し、所要の参考資料及び写真・図表等を添付することとなっている。

そして、上記部隊史のうち、陸上幕僚監部で作成し、陸上幕僚監部の施策、方針、業務の実施等及び各方面隊、長官直轄部隊等の概要を記述するものを「陸上自衛隊史」という。

(2) 本件対象文書に記録された情報

本件対象文書は、陸上幕僚監部で作成した「陸上自衛隊史（平成10年度）」（10年4月1日から11年3月31日までの1年間における陸上自衛隊の部隊史）のうち、「会計検査・会計監査」等が記録された

246頁及び247頁並びに「会計検査院実地検査受検状況」が記録された506頁であり、主な記載内容は、次のとおりである。

ア 「ア 会計検査（平成9年度決算検査）」

ここには、10年1月から同年7月までの間に、会計検査院が陸上幕僚監部及び補給統制本部を始め、5個方面総監部、8個師団司令部、全補給処等を含み、合計47か所の駐屯地等を対象として実地検査を実施したこと（具体的検査箇所、実施時期が506頁に「会計検査院実地検査受検状況」として表形式で記載されている。）、そして、不開示とした部分として、10検査年次における同院の陸上自衛隊に対する具体的な主要検査項目（246頁下から4行目20文字目から下から2行目16文字目までの記載。以下「不開示部分1」という。）、

10検査年次における同院の三幕（陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部）横断に係る具体的な主要検査項目（246頁下から1行目17文字目から247頁1行目19文字目までの記載。以下「不開示部分2」という。）及び10検査年次において同院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査の結果等（247頁3行目15文字目から4行目16文字目までの記載及び5行目2文字目から42文字目までの記載。以下「不開示部分3」といい、不開示部分1、不開示部分2及び不開示部分3を合わせて「本件不開示部分」という。）に関する情報が記録されている。

イ 「イ 会計監査」

ここには、10年度における会計監査の実施数（陸上幕僚監部2回、144個駐（分）屯地）及び監査結果が記録されている。

3 具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報の不開示情報該当性

本件不開示部分は、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報である。

一般に、これらの情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と

受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

また、受検庁では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出等、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているのであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する当該受検庁又は受検庁一般等の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが特定の受検庁等に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院による実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

このような不適切な会計検査対応は、組織的な不正経理等の事態に対する検査ではしばしば見受けられるところであるが、必ずしもそのような検査事例に限られるものではない。また、会計検査院が行う資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえれば、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、現在又は将来の検査過程において、当該受検庁又は受検庁一般等により当該不開示情報の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(3) 具体的な検査事項、検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査箇所に係る具体的な検査事項、検査上の関心、検査の結果等に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属するものであって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

なぜなら、上記のような情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、当該受検庁又は受検庁一般等に同院の具体的な検査活動の内容を察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからであ

る。

そして、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能である。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、その実施した検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としてきたところである。したがって、最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に関する情報は、最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

また、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能であり、また、本件不開示部分に記録された具体的な検査の結果等に関する情報は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程の各段階における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。また、その職務の適正な遂行のために他の国家機関に対し憲法上独立の地位を有する会計検査院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

ア 前記3の(1)、(2)及び(3)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合に生ずるおそれとは、前記3の(4)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

(2) 法第5条第5号該当性

本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記3の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどし、特定の受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」(法第5条第5号)があり、不開示情報に該当する。

(3) 不開示部分の特定

本件審査請求人は、20年3月4日付けの審査請求書において、「本件開示決定通知書は、不開示該当頁の何行目を不開示としたか具体的に

特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる」などと主張している。

しかし、処分庁は、本件開示決定通知書の別紙「第2 不開示とした部分及びその理由」のうち「(不開示とした部分)」に係る記載により内容的に本件不開示部分を特定するとともに、当該記載と本件開示実施文書(20年3月7日に本件審査請求人あてに発送したスキャナにより電子化してフロッピーディスクに格納したPDFファイル)の両者によっても本件不開示部分を特定しているため、本件審査請求人の主張は認められない。

(4) 部分開示の要否

処分庁は、前記3、4の(1)及び(2)のとおり、本件不開示部分に記録された情報の不開示情報該当性について検討を行った上、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成20年	3月24日	諮問書の收受
同年	7月24日	諮問庁から意見書を收受
同年	8月6日	諮問庁の職員(会計検査院第2局防衛検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	11月5日	審議
平成21年	4月23日	審議
同年	5月27日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた防衛大臣が、本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、20年2月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書、本件不開示部分について

本件対象文書は、防衛大臣に対し、陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文として開示請求があった「陸上自衛隊史(平成10年度)」のうち、会計検査院の検査事務に係る情報が含まれているとして、処分庁に移送された246頁、247頁及び506頁の3頁分である。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る検査事項及び検査の結果等に関する情報が記録されていると認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及

ばす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、同等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないとい

う信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

4 不開示情報該当性について

上記 1 から 3 までの事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を各部分ごとに検討する。

(1) 不開示部分 1 について

不開示部分 1 に記録された情報は、10 検査年次における会計検査院の陸上自衛隊に対する主要検査項目に関する情報である。そして、この情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

このため、このような情報が公になり、陸上幕僚監部等以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分 1 に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 6 号柱書き及び第 5 号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 不開示部分 2 について

ア 不開示部分 2 に記録された情報のうち、246 頁下から 1 行目 17 文字目から 27 文字目までの部分に記録された情報は、10 検査年次における会計検査院の三幕横断に係る主要検査項目に関する情報であり、この情報からは同院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能であるとして、処分庁により不開示とされている。

しかし、この部分に記録された情報は、会計検査院が 10 検査年次

の検査の結果をとりまとめた「平成9年度決算検査報告」において既に公表された情報の範囲にとどまることから、公にされたとしても、同院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等が新たに明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び同号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められない。

また、この部分に記録された情報は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報にも該当しないので、法第5条第5号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

以上のことから、この部分については、開示することが妥当である。

イ 不開示部分2に記録された情報のうち、246頁下から1行目28文字目から247頁1行目19文字目までの部分に記録された情報は、10検査年次における会計検査院の三幕横断に係る主要検査項目に関する情報である。そして、この情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

したがって、この部分に記録された情報は、前記(1)と同じ理由により、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 不開示部分3について

不開示部分3に記録された情報は、10検査年次において会計検査院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報であり、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

そして、本件対象文書は会計検査院が検査過程等で作成・取得したものであるが、不開示部分3に記録された情報が上記のとおり会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報である以上、このような情報が公にされた場合に生ずるおそれは、同院が検査過程等で作成・取得した文書に記録された同様の情報が公にされた場合に生ずる下記のおそれと異なるものではない。

すなわち、このような情報が公にされた場合には、前記3の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記3の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合等には、不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

したがって、不開示部分3に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件行政文書開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる、また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性

があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきであると主張している。

しかし、本件行政文書開示決定通知書により、不開示とした部分は内容的に特定されており、当該通知書の記載として不備があるとは言えないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、「第1」に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子